

## 2 各論

### 第1章 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

#### (1) 健康福祉文化の創造と推進

##### 〔基本方針〕

すべての市民が、健康で、安心して地域生活を送ることができるよう、市民相互の一体感やきずなを醸成するとともに、市民の健康意識や福祉意識の高揚を図り、市民一人ひとりの自立や自覚を促し、市民自らの参画に基づく健康福祉文化の創造を進めます。

##### 〔施策〕

#### ① 健康管理意識の向上と生活習慣病の予防

〔担当課：健康増進課〕

- 若い世代から自分の健康に関心を持ち、健康づくりを意識した生活スタイルの獲得ができるように、学校や地域の各種団体、事業者と連携を図った取組を推進します。
- 生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、早期発見・早期治療に向けた各種健（検）診の受診について、市報、市ホームページなど、様々な媒体を通じた、情報の提供を行います。

#### ② さいたま市社会福祉大会の開催

〔担当課：福祉総務課〕

- 市民相互の助け合いや地域に根ざした活動の定着化と浸透を図るため、福祉関係者が集まり、情報交換を図るほか、地域福祉向上に功績のあった個人・企業・団体の表彰と併せて、従来からの同大会を継続して開催します。

#### ③ 男女共同参画意識の啓発

〔担当課：男女共同参画課〕

- 市民一人ひとりが人権尊重及び男女平等の視点に立った男女共同参画のまちづくりの実現に向け、性別による固定的な役割分担意識の見直し、家庭生活や地域活動への参画、市報や情報誌などによる広報活動や講座・講演会の実施など、市民参画による男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

## 2. 各論

### 第1章 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

#### ④ 企業などへの意識啓発

〔担当課：労働政策課〕

- 企業の社会貢献活動への取組の活性化や、女性・高齢者・障害者が就労しやすい環境づくりを充実するため、市内の企業に対して意識啓発活動を行います。
- 育児休業や介護休業\*制度の普及に向けた啓発や、ワーク・ライフ・バランスを重視した取組を進めます。

#### ⑤ 学校教育における健康教育の推進

〔担当課：健康教育課〕

- 学校保健・学校安全・学校給食の充実を図るために全教育活動を通して実施されている健康教育\*については、子どもたちが生涯にわたり、たくましく生きるため、健康な生活を自ら進んで実践する能力や態度を身に付けることができるよう、体育、保健体育、特別活動の時間を中心にさらに充実に努めます。

#### ⑥ 「さいたまキッズなC i t y大会宣言」の意識啓発

〔担当課：子育て企画課〕

- すべての子ども・青少年が、その個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会の実現を目指す「さいたまキッズなC i t y大会宣言」の趣旨を踏まえ、様々な施策を展開するとともに、市民への意識啓発を行います。

**(2) 地域における健康福祉活動推進のための環境づくり**

## 〔基本方針〕

地域の社会資源である民生委員児童委員、食生活改善推進員\*や自治会、子ども会、老人クラブ、社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどが、それぞれの役割・機能を生かしつつ連携を図れるよう、地域におけるきめ細かな健康福祉推進の環境づくりを推進します。

## 〔施策〕

**① 地域健康福祉情報コミュニティの整備**

〔担当課：福祉総務課（社会福祉協議会）〕

- 地域住民が福祉サービスの情報を得たり、ボランティア・福祉活動を行う団体などの情報を発信したり、交換したりすることのできる基盤整備を図ります。
- 地区社会福祉協議会の地区内で地域福祉活動や健康づくり等の情報を発信したり、入手したりすることができるように地域のホームページの立ち上げなどを支援します。
- 情報の取りまとめや紹介機能・担い手・提供方法等を明確にし、あらゆる市民が地域の情報を入手しやすくしていきます。

**② 市社会福祉協議会機能の強化支援**

〔担当課：福祉総務課〕

- 地域福祉推進の中心的役割が期待されるさいたま市社会福祉協議会の、より一層の機能・体制の充実を図るとともに、地域福祉活動計画の策定を支援します。
- 各区における地域福祉活動を推進し、特色ある事業展開が実施できるよう体制整備について支援します。

## 2. 各論

### 第1章 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

#### ③ 地区社会福祉協議会の運営支援

〔担当課：福祉総務課（社会福祉協議会）〕

○市社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の核となる地区社会福祉協議会の運営を支援します。

○地域住民による自主的な地域福祉活動により様々な生活課題への取組や健康づくりができるよう、地域福祉行動計画の策定を支援します。

#### 地区社会福祉協議会のエリア

平成25年4月現在



#### ④ 地域福祉コーディネーターの育成

〔担当課：福祉総務課（社会福祉協議会）〕

- 地区社会福祉協議会の活動を支援・推進する地域福祉コーディネーターについて、地域住民や専門機関及び関係団体等が連携して地域福祉活動を推進していくための支援活動ができるように、その役割をさらに明確化し、地域の実情に即した地域福祉コーディネーターの育成に努めます。
- 地域福祉は様々な団体等によって支えられているため、地域福祉コーディネーターが、地域のニーズを吸い上げ、専門的な機関につなげることにより、更なる地域福祉の充実を図ります。なお、市社会福祉協議会が地域福祉コーディネーターを支援する体制を構築します。

#### ⑤ きめ細かい子育て支援体制の充実

〔担当課：子育て支援課・保育課〕

- 地域における子ども・子育て支援を促進するため、子育て支援拠点、地域子育てサロン活動の充実を図ります。
- 地区社会福祉協議会の地区内において、子育て支援の分野について積極的に事業展開が図られるよう支援します。

#### ⑥ 地域での健康づくりの推進と情報提供の充実

〔担当課：健康増進課〕

- 市民が身近なところで気軽に健康づくりに取り組める環境をつくるため、地域の社会的なつながりや信頼関係の強さといったソーシャルキャピタル\*の向上を目指し、市内の各地域における組織や団体などが連携するネットワークづくりを支援します。
- 市民、民間団体、事業者などそれぞれが健康づくりに取り組みやすくなるよう、健康づくりや保健サービスに関わる情報収集及び市報、市ホームページや機関紙などを通じた情報の発信を充実します。

## 2. 各論

### 第1章 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

#### (3) 地域における健康福祉活動を担う人材の育成及び団体への支援

##### 〔基本方針〕

地域における健康福祉活動の充実のため、民生委員児童委員の育成や食生活改善推進員の養成を促進するとともに、市民の福祉活動参加を促す研修会や講座の充実を図ります。

また、市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンター\*、地域福祉情報・研修センターが行う、地域福祉活動に取り組んでいる市民を対象とする研修や講座の開催、さいたま市に必要な福祉人材の発掘や育成等について支援を行い、市民のボランティア・地域福祉活動の一層の活性化を図ります。

さらに、ボランティア活動などへの参加者層を拡大するためのしくみづくり、活動の継続性の確保や活動内容の充実を図るため、ボランティア・NPO団体の活動を支援します。

##### 〔施策〕

#### ① 住民の地域福祉活動への意識向上と参加の促進

〔担当課：福祉総務課（社会福祉協議会）〕

○ボランティアの養成・確保や活動の活性化、及び地域福祉活動の担い手(民生委員児童委員含む)の育成や総合的な福祉情報の提供機能の充実を図るため、市社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンター、地域福祉情報・研修センター機能の充実を支援します。

#### ② 地域健康福祉にかかる団体相互の情報の共有化促進

〔担当課：コミュニティ推進課市民活動支援室〕

○市民活動サポートセンター\*において、市民活動に関する情報の収集・提供、市民活動団体の活動情報の発信、団体相互の交流の場の提供などを行い、市民活動団体間の情報交換や連携を促進します。

#### ③ 民生委員児童委員協議会の充実促進

〔担当課：福祉総務課〕

○地域における健康福祉活動の相談役・調整役・推進役としての機能や市民と市行政との調整役としての機能を有する民生委員児童委員の組織力を強化できるよう民生委員児童委員協議会の充実に努めます。



#### ④ ボランティア・NPOなどの活動支援

〔担当課：福祉総務課（社会福祉協議会）〕

○ボランティアセンター、地域福祉情報・研修センターの機能を、関係団体との連携のもとに拡充し、ボランティア・NPO・NGO\*活動の推進のため情報の提供、育成援助、活動の機会の提供、需給の調整などに努めます。

#### ⑤ シニアボランティアの育成

〔担当課：高齢福祉課〕

○地域の健康福祉活動の担い手として、高齢者や団塊の世代等へボランティア活動の参加を呼びかけ、個々人の状況に応じて活動上の必要な知識や情報の提供に努めます。

○ボランティア活動を希望する人とボランティア人材を求める側がつながるよう、シルバーバンク\*の充実に努めます。

#### ⑥ うんどう遊園地域指導員の養成

〔担当課：高齢福祉課〕

○うんどう遊園を中心とした地域における、高齢者の健康づくり活動のリーダーとなる「うんどう遊園地域指導員」を養成します。

#### ⑦ ふれあい福祉基金の活用促進

〔担当課：福祉総務課〕

○地域福祉の推進を目指し、ボランティア・NPO団体や民間福祉団体による地域福祉の活動を補助するため、ふれあい福祉基金の有効な活用を促進します。

#### ⑧ 「地域の子育て」支援機能の整備

〔担当課：子ども総合センター開設準備室〕

○(仮称)さいたま市子ども総合センターに、さいたま子育てカレッジ\*を設け、子育て支援の担い手や相談従事者など地域で活動する人々を育成します。

## 2. 各論

### 第1章 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

#### (4) 地域の支え合いネットワークの構築

##### 〔基本方針〕

東日本大震災など、大規模な災害の経験から、地域の連帯や支え合いがクローズアップされており、普段のコミュニティ活動の積み重ねが、大変重要であることが広く認識されています。

このことから、自治会活動や市民の自主的なコミュニティ活動への支援、地域の見守り活動や支援活動などの充実、シニアサポートセンター（地域包括支援センター）\*を核とした高齢者地域ケア・ネットワークの構築など、地域を元気にし、支え合えるネットワークの構築を進めます。

##### 〔施策〕

#### ① 自治会との連携強化

〔担当課：福祉総務課〕

- 自治会が有するネットワークを十分に活用しながら、地域福祉活動の充実を図れるよう、自治会との連携を強化します。
- 福祉施設などの新設や改修の際には、関係自治会や地区社会福祉協議会及び地域福祉コーディネーターと十分に連携・調整を図り、地域の意向を踏まえた整備を進めます。

#### ② 市民の自主的なコミュニティ活動の支援

〔担当課：福祉総務課（社会福祉協議会）〕

- 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、商店会などが、自主的に行う健康福祉活動を促進するため、市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会とともに、活動への助言や、活動の機会の提供、専門的人材に関する情報の提供を行っていきます。

#### ③ 高齢者見守り事業の実施

〔担当課：高齢福祉課〕

- 地域の支え合いによる高齢者等の見守り活動に取り組む団体に対して、活動奨励金を交付する制度を創設します。

#### ④ 生活支援サポーター事業の実施

〔担当課：高齢福祉課〕

- 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない一人暮らしの高齢者等に対し、生活上の簡単な作業について、ボランティアを基本とした生活支援サポーターを派遣する制度づくりを検討します。



**⑤ シルバーポイント事業（介護ボランティア制度・長寿応援制度）の実施**

〔担当課：高齢福祉課〕

- 介護ボランティア制度は、施設、配食、会食、サロン活動、傾聴等の活動を行う60歳以上のボランティアの方にポイントを付与し、そのポイントを現金や地域商品券、寄付に交換できる制度を実施します。
- 長寿応援制度は、健康づくりのためのサークル活動や高齢者サロンに参加する65歳以上の高齢者にもポイントを付与します。

**⑥ 高齢者地域ケア・ネットワークの構築**

〔担当課：高齢福祉課〕

- 地域の高齢者に対する見守りや、様々な支援のためのネットワークの構築を図ります。

**⑦ 認知症サポーターの養成**

〔担当課：高齢福祉課〕

- 認知症についての理解を入口にして、市民の地域での支え合いのきっかけづくりとなるように、地域住民、学校、事業者等、様々な方を対象に認知症サポーター養成\*講座の開催を継続します。

**⑧ 徘徊・見守りSOSネットワークの充実**

〔担当課：高齢福祉課〕

- 徘徊をする、又は徘徊をするおそれのある認知症の方のネットワークへの事前登録を進めるほか、ネットワーク協力機関を拡大し、行方不明発生時の迅速な情報伝達と早期発見に努めます。

**⑨ 自殺予防対策の推進（ゲートキーパーの養成）**

〔担当課：こころの健康センター〕

- 地域における自殺対策の取組として、保健福祉の関係者等が、自殺のリスクのある人たちのサインに気づき、信頼関係を結び、支援につなげることできるゲートキーパー\*となるための養成を行います。

**⑩ シニアサポートセンター（地域包括支援センター）運営の充実（運営協議会、区連絡会、地域支援会議の充実）**

〔担当課：高齢福祉課〕

- 市民生活を支える重要な役割を果たす地域包括支援センターの適正で効率的な運営を図るため、運営協議会、区連絡会、地域支援会議などの充実を促進します。

## 2. 各論

### 第1章 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

#### ⑪ シルバー元気応援ショップ事業の推進

〔担当課：高齢福祉課〕

○市内協賛店の拡大と市民への事業周知を継続し、特典制度の利用率を高め、高齢者の生活支援や外出促進を図ります。

#### ⑫ 父親の育児参加の促進

〔担当課：子育て企画課〕

○父親の積極的な育児参加を促すとともに、その育児や職場で培った知識・技術・つながりの地域活動への還元を目指して、地域で主体的に活動する父親「イクメン\*」を育成します。

#### ⑬ 子育て支援ネットワークの推進

〔担当課：子ども総合センター開設準備室〕

○（仮称）さいたま市子ども総合センターを、「子育て支援ネットワーク」の本部として位置付け、市域全体の各担い手との連携・協働を推進し、全市域の相談機能の拡充・改善を図ります。

#### ⑭ 子ども・若者支援ネットワークの整備

〔担当課：青少年育成課〕

○社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を、支援機関のネットワークにより支援するしくみを構築します。

**(5) 社会参加と交流の促進**

## 〔基本方針〕

地域住民が地域の問題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、高齢者や障害者、孤立しやすい住民、地域とのかかわりの希薄な住民も地域社会との接点を築くことができるような、イベントや健康づくり、生涯学習活動などへの参加を促し、さらには住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりに努めます。

## 〔施策〕

**① 世代間交流の充実**

〔担当課：高齢福祉課〕

- 高齢者の生きがいと積極的な社会参加を推進するために高齢者と児童などとの交流機会を充実するとともに、児童の社会性や協調性を養うために同年齢の子ども同士だけでなく、年齢の異なる子どもや乳児・幼児との交流機会を充実します。
- 市民が気軽に参加でき、三世代が一緒に競技やレクリエーションを楽しみながら交流できるイベントの充実を図ります。

**② 障害者や外国人も含めた多様な市民の交流機会の充実**

〔担当課：国際課〕

- 障害のある方とない方、また市内に居住若しくは在勤・在学する外国人と住民の交流を促進し、同じ地域で生活する市民として相互理解を深めるために、楽しく参加できるまちづくりやスポーツ活動などの交流機会の充実を図ります。

**③ 社会福祉施設の地域交流の促進**

〔担当課：保育課〕

- 高齢者福祉施設や児童福祉施設などの福祉施設が行う地域交流事業を促進し、地域住民と施設利用者や職員との交流、福祉施設やその入所者などに対する住民の理解を深めるとともに、施設や入所者に対する支援活動への取組を促進します。

**④ 高齢者や障害者をはじめとするスポーツ・運動教室等の推進**

〔担当課：高齢福祉課・障害福祉課〕

- 高齢者や障害者及び難病者が、スポーツを通じ相互に親睦を深め、心身のリフレッシュを図りながら、仲間づくり、生きがいづくり、地域のボランティアなどとの交流ができるように支援に努めます。

## 2. 各論

### 第1章 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

#### ⑤ 地区文化祭の充実

〔担当課：生涯学習総合センター〕

- 子ども・高齢者・障害者を含む地域住民が、文化的活動を通じて交流を深め、地域コミュニティづくりを促進するため、公民館において文化的講座を開催するとともに、作品の展示や活動の発表の場である地区文化祭や公民館まつりの充実を図ります。

#### ⑥ 社会資源（福祉団体や施設）の活用促進

〔担当課：障害福祉課〕

- 高齢者や障害者等の社会参加を促すとともに、地域住民との交流を促進するため、福祉関連団体や施設など、地域の社会資源の活用促進に努めます。

#### ⑦ 障害者の就労・雇用の促進

〔担当課：障害福祉課〕

- 地域で就労を希望する障害者が、それぞれの意欲や能力に応じて多様な働き方を選択できるよう、就労移行支援事業等を支援し、福祉施設から一般就労への移行ができるように、ハローワーク\*、企業、特別支援学校\*、障害者施設等の関係機関と連携し、雇用の場の拡大と就労の促進を図ります。
- 障害者生活支援センター等の地域の身近な相談支援機関とともに、就労と生活の両面からの支援に取り組みます。
- 障害者福祉施設等からの物品調達や役務の提供を行えるよう、受注機会の拡大を図ります。

#### ⑧ シルバーバンク事業の実施

〔担当課：高齢福祉課〕

- 団塊の世代をはじめとするシニア世代の豊富な経験や知識・技術及びパワーを地域の貴重な財産として、4種類のバンクに登録をし、コーディネーターによる登録者と団体・施設等とのマッチング\*を行うことにより、高齢者の地域社会参加を支援します。

#### ⑨ 高齢者サロン、ふれあい会食、敬老会等の推進

〔担当課：高齢福祉課〕

- 市社会福祉協議会を通じて、地区社会福祉協議会が実施する高齢者サロン活動に補助金を交付します。
- 70歳以上のひとり暮らしの方の孤独感を解消するとともに、閉じこもりの防止を図るため、地区社会福祉協議会がボランティアなどの協力を得て公民館などでふれあい会食を実施し、地域住民との交流を深めます。
- 老人の日を中心に地域において敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会

等に補助金を交付し、地域の長寿慶祝活動を支援します。

#### ⑩ 介護者サロンの実施

〔担当課：高齢福祉課〕

○介護をしている方同士が、悩みや疑問などについて情報交換したり交流を図ったりする介護者サロンを、シニアサポートセンター（地域包括支援センター）において実施し、介護者の支援に努めます。

